

=消費生活相談員のための判例紹介=

クレジットカード会社の本人確認義務違反

カード会社が貸金請求訴訟を提訴するにあたって被告の本人確認を十分行わず、なりすましによる契約であると気付かずに訴え提起したことにつき違法性が認められた事例

大阪簡易裁判所平成23年(ハ)第37995号貸金請求事件、
同平成24年(ハ)第7809号損害賠償請求反訴事件

弁護士 井坂 和香子、同 大水 勇 (大阪弁護士会)

1 事案の概要

本件は、クレジットカード会社であるA会社が個人Bとの間でクレジットカード（キャッシング機能付）契約を締結したと主張し、Bに対してキャッシング機能の利用に基づく貸金の返還を求めて訴訟を提起したことに端を発した事案である。提訴されたBは、A会社と契約を締結したことは一切無かった。（A会社からは、Bと契約を締結した証拠としてカード申込書が提出されていたが、Bには全く見覚えの無いものであった。）

そこで、Bは、当該訴訟において、A会社の請求の棄却を求めるとともに、A会社に対して、Bを契約当事者であると判断した理由を明らかにするよう求めた。

A会社は、Bと契約したと主張する理由として①申込書に生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、口座情報、勤務先等が記入されていること（但し、Bによると、住所、電話番号、メールアドレス、口座情報等は事実と異なるものであった。）や、②クレジットカード利用代金及びキャッシングでの借入返済金の引き落とし口座となっている銀行（C銀行、A会社の関連会社）においてBの身分証明書を確認していること（但し、Bによると、BはC銀行で口座を開設したことは無かった）等を挙げた。しかし、これらの主張に関連する証拠の提出は無かった。そこで、BがA会社に対して関連証拠の提出を求めたところ、A会社は訴えの取り下げを申し出た。Bは、この取下げの申出に同意せず、A会社による提訴行為が違法であるとして反訴を提起した。

この結果、本件でのポイントは、

- ① BがA会社との間でカードに関する契約を締結した事実があるか否か
 - ② A会社のBに対する訴訟提起が違法であり不法行為が成立すると言えるか
- の2点に絞られた。

A会社は、まず、C銀行に対して文書送付嘱託の申立を行い、C銀行がBから取得した本人確認資料の開示を求めた。すると、C銀行からはB名義の国民健康保険証の写しが提出された。

次に、A会社において、上記国民健康保険証の発行元として記載のあるD市役所に対して調査嘱託を行い、上記国民健康保険証の発行の事実の有無等を確認した。すると、D市役所からは、上記国民健康保険証の発行の事実は無いこと、上記国民健康保険証記載の住所がBの住所として登録されたことは無いこと等の回答があった。（このことから、A会社と契約を締結したのはBになりました第三者であることが客観的にも強く推認されるに至った。）

A会社は、また、クレジットカードをBが受領しているはずであると主張していたが、そもそも、Bが作成したとされる契約の申込書には虚偽の住所（これは、C銀行が保管していた国民健康保険証写しに記載されていたのと同じ住所であった）が記載されており、同住所宛てに発送されたクレジットカードをBが受け取った事実は無かった。A会社は、発送したクレジットカードが転送処理されていることに注目して、転送先でBが受け取ったのではないかとも主張し、郵便事業株式会社へ調査嘱託を申し立てたが、郵便事業株式会社からは回答が無かった。（なお、現実問題として、Bが転送先でクレジットカードを受け取った事実も無い。）

他方、Bからは

- (1) A会社は、C銀行が本人確認資料（国民健康保険証の写し）を保存していることを自ら確認すべきところ、訴訟が始まってから文書送付嘱託により確認しているのであり、本人確認義務を果たしているとは言えないこと
- (2) 犯罪収益移転防止法では、本人確認書類を写しで確認した場合、クレジットカード等（取

引関係文書) は転送不要郵便で送付しなければ本人確認義務を果たしたと言えない」とされているところ、本件ではクレジットカードが転送処理されており、この観点からも本人確認義務を果たしていないと考えられること等を主張した。

なお、A会社は、第一審の口頭弁論終結前に、A会社とBとの間に契約が無かつたことについては認める旨、口頭で述べるに至った。

2 判決の要旨

第一審判決は、概ね以下の（ア）から（ウ）の点等を理由に、A会社のBに対する訴訟提起行為が違法であると判断し、A会社がBに対して損害賠償金の支払義務（25万5000円）を負う旨を判示した。

- （ア） 訴訟提起が違法とされるのは、提訴者の主張する権利又は法律関係が事実的、法律的根拠を欠くものであるうえ、提訴者が、そのことを知りながら又は容易にそのことを知り得たといえるのにあえて訴えを提起したなどの場合に限られるが、他方で、訴訟提起の相手方とされた者は、応訴や反訴などの対応を強いられ、そのため弁護士に各手続を委任しその費用を支払うなど経済的、精神的負担を余儀なくされるのであるから、提訴行為の違法性の有無を判断する際には、同時に、提訴行為の相手方に生じる負担にも目を向けるべきである。
- （イ） A会社においてC銀行から本人確認資料を取り寄せて対査すること等することなく、訴訟提起後になって初めて本人確認等に関する証拠を収集するなど、事実確認をすることなしにBを契約者と決めているのであって、A会社の落ち度は相当重大である。
- （ウ） 本件のようなインターネットによる契約の申込みにおいては、通常の場合に比し、第三者による成りすましが行われやすいのであるから、契約意思の確認には特に注意が必要である。

3 控訴審での状況

本稿執筆日（平成25年4月15日）現在、本件は控訴審である大阪地方裁判所に係属中である。（大阪地方裁判所（レ）第1020号）

4 本判決の意義

（1） 非対面での契約の場合の本人確認

本判決は、インターネット等による非対面での契約申込の場合に、クレジットカード会社等がどの程

度の本人確認義務を果たすべきか、特に、訴訟提起という重大なアクションを採るに際してどの程度の本人確認義務を果たすべきかを示したものであり、その意義は大きい。

すなわち、裁判所は「本来、契約の締結は、契約当事者が直接面接して意思の合致を確認し合うことによってなされる、というのが、法が第一次的に予定している姿であり、本件のようなやり方は、原告（クレジットカード会社）の都合により、これに代わる簡便な方法として採用されているものである。

そうすると、本件のようなインターネットによる契約の申込みにおいては、通常の場合に比し、第三者による成りすましが行われやすいものであるから」「少なくとも本人確認には通常の場合に比し特に注意が必要であると考えさせるだけの事情はあったというべきである。」と、インターネット取引における本人確認の特殊性に言及し、それに相応した本人確認義務を認めている。

（2） 提訴行為の違法性の考え方について

同判決は、「訴えを提起することは裁判を受ける権利として最大限尊重される」としている従前の判例の考え方も十分に尊重しつつ、一方で、「訴訟提起の相手方とされた者は、それに対処するため応訴や反訴などの対応を強いられ、「経済的・精神的負担を余儀なくされる」との観点を示し、提訴行為の違法性について、被告となる者の負担にも配慮した判断を示している。

なお、本件では、証拠上Bが契約締結当事者でないことが明らかになったと言って然るべき状況になった後（すなわち、D市役所からの前述の回答があった後）においても、A会社は「Bが契約者である」との主張を変えなかった。Bの代理人として、このようなA会社の不誠実な対応についても指摘していた。判決ではあくまで提訴行為の違法性についてのみ判断を示しているが、このようなA会社の訴訟上の対応の不誠実さが裁判所の判断に影響を与えた可能性もある。

5 総括

インターネットによる契約締結が一般化し、その利便性が称えられる一方で、旧来の対面での契約締結では生じにくかった問題も生じている。なりすましの問題はその一つと言えよう。

時代の潮流を踏まえた画期的判決であると思われ、今後の類似事例の参考となろう。